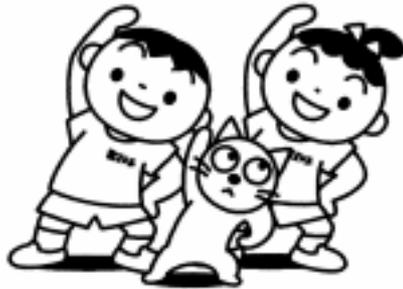


目黒区 子ども条例（仮称）の 基本的な考え方



平成 17 年 8 月
目 黒 区

ご意見をお寄せください

目黒区では、子ども条例（仮称）の制定に向けて「子どもの条例を考える区民会議」から答申を受け、4月にこれを公表するとともに区民意見を募集しました。

このたび、答申の趣旨や考え方を尊重し、いただいた区民意見等も踏まえながら、条例案を作成するにあたっての基本的な考え方をとりまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

ご意見の提出は、個人・団体を問いません。

いただいたご意見は、要旨をまとめて公表することがありますが、原文（住所・氏名を含む）は公表いたしません。

ご意見は、個別に回答いたしません、今後の条例案づくりに反映させていただきます。

この「目黒区子ども条例（仮称）の基本的な考え方」は、目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー、2階子育て支援課、子ども家庭支援センター、区立児童館、区立保育園、各地区サービス事務所、区立図書館に置いてあります。

記入要領：様式は自由ですが、「目黒区子ども条例（仮称）の基本的な考え方」に対する意見であることを明記し、意見・住所・氏名（ふりがな）・電話番号をご記入ください。（匿名でも結構です。）

送付期限：平成17年9月15日（木）必着

送付先：目黒区子育て支援部子ども政策課

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

《電話》5722-9596 《FAX》5722-9328

《Eメール》kosodate01@city.meguro.tokyo.jp

1 条例制定の趣旨

本区は、人権と平和の尊重を基本においてまちづくりを進めています。基本計画等において、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえた子どもの人権の確立や子どもの権利の尊重を掲げ、子どもの人権施策の推進に取り組んできたところです。

今日、物質的には豊かな社会の一方で、少子化の進行に伴う子ども社会の変容、児童虐待やいじめ等子どもの人権侵害の深刻化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中で、子どもの成長発達、参加、保護などの子どもの権利をさらに保障し、子どもが健やかに自主性や社会性を身につけながら成長していくことが求められています。

そこで、条例制定により、子どもの人権施策や子育て支援をさらに推進し、目黒区の未来を担う子どもたちがいきいき元気にすごせるまちの実現を目指すものとします。

2 条例の構成と内容

(1) 前文（盛り込む内容）

一人の人間としてかけがえのない存在である子どもの成長支援の大切さ
児童の権利に関する条約と子どもの権利
特に大切にしたい子どもの権利（安心して生きる、親の愛情のもとで育まれる、意見表明参加できるなど）の保障と子どもの成長支援
子どもと向き合うおとなの姿勢の大切さ（子どもが社会の一員として成長するために）
人権と平和を尊重するまち、めぐろ
子どもとともに作る豊かな地域社会をめざして

(2) 総則部分

①目的

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づいて子どもの権利を保障し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していくための支援（以下「子育て支援」という。）を進めることにより、未来を担う子どもたちが元気にすごせるまちの実現に資すること。

②基本理念

子どもの権利保障、子育て支援は次の基本理念に基づき推進されること。

- i) 子どもは一人ひとりが権利の主体として尊重されること
- ii) 子どもの幸せを第一に考えること
- iii) 子どもの年齢や成長に応じて配慮されること
- iv) 子どもとおとなの信頼関係を基本に地域社会全体の責任により推進されること

③定義

- ・「子ども」とは区民及び区に関する18歳未満の者。
- ・「育ち学ぶ施設」とは児童福祉施設、学校教育施設、その他子どもが主に利用する施設。

④区の役割

- ・区は、子どもの権利を保障し、子育て支援をすすめるための施策を推進すること。なお、その推進にあたっては子どもの権利侵害の予防を重視するよう努めること。
- ・区は、区民、団体、事業者（以下「区民等」という。）の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

⑤親・保護者の役割

親・保護者は子どもを養育する第一義的な担い手として、子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。

⑥育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設の設置者及び職員は施設内で子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

⑦区民等の役割

区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

（3）子どもの権利の普及啓発

①子どもの権利の普及啓発

区は、子どもの権利の普及啓発に努めること。

②子どもの権利に関する学習支援

区は、子どもが自己の権利を学ぶとともに、他者の権利を尊重する責任、権利の相互尊重の精神などを学習する機会を設けるよう努めること。

（4）子どもの成長と親・保護者への支援

①子どもの成長支援

- ・子どもは、親・保護者に愛情を持って生まれ、成長していく権利が保障されること。
- ・特に、乳幼児期においては、親、保護者が第一の理解者として乳幼児の気持ちを、受

け止め、応答していく役割が求められるものであること。区は、親・保護者がこうした役割を担えるよう支援に努めるとともに、育ち学ぶ施設において乳幼児の成長発達への支援に努めること。

②親・保護者への支援

区は、親・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう支援に努めること。その際、妊娠中、ひとり親家庭、障害のある子どもを持つ家庭などへの配慮に努めること。

(5) 子どもの意見表明・参加の支援

①子どもの意見の尊重と参加

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域など自己の生活に影響を及ぼすあらゆる場において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

②子どもの意見反映・参加のしくみづくり

- ・区、育ち学ぶ施設の設置者、区民等は区政、育ち学ぶ施設の運営、地域活動において、子どもの意見反映・参加に努めるとともにそのために必要な条件の整備に努めること。
- ・区は、子どもに関する計画や施策を策定する際には、事前に子どもから意見を聴くように努めること。

(6) 子どもの居場所づくり

①自分らしさの尊重

子どもは、自分らしさや他の人との違いを認められながら育つ権利が保障されること。

②子どもの居場所づくり

- ・子どもには、安全で安心して居られ、ありのままの自分が受け入れられ、自己実現が促進される場所（以下「居場所」という。）が必要であること。
- ・区、育ち学ぶ施設の設置者、親・保護者、区民等は、子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。
- ・区は、公共施設等における居場所づくりにあたっては、子どもへの適切な環境が確保されるよう努めること。

(7) 子どもの安心の保障

①子どもの命と安心の保障

子どもは、あらゆる暴力や差別にさらされることなく命が守られ、平和と安全な環境のもとで、安心して生きる権利が保障されること。

②虐待、体罰等の禁止

- ・何人も虐待・体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- ・区は、虐待・体罰など子どもの権利侵害の防止のために、必要な措置を講ずること。

③子どもが安心して話ができ、相談できる場の確保

区は、子どもの身近かな場所に、自由に、安心して相談できる場の確保やしきみづくりに努めること。

④子どもが安全に安心して生活できる環境づくり

区は親・保護者、育ち学ぶ施設、区民等、関係機関の連携のもと、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりに努めること。

(8) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護委員(仮称)の設置

- ・区長は、子どもの権利侵害等についての相談や回復の申し出等を適切かつ迅速に処理するため「子どもの権利擁護委員(仮称)」を置くこと。
- ・子どもの権利擁護委員は若干名とし、人格が高潔で子どもの権利に理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- ・任期は2年とすること。
- ・守秘義務を課すこと。

②子どもの権利擁護委員(仮称)の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- ・子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その改善や回復のために助言や支援を行うこと。
- ・子どもの権利侵害に関する申立てを受けて、事実関係の調査、調整を行うこと。
- ・判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- ・毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。
- ・区は、子どもの権利擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- ・育ち学ぶ施設の設置者、親・保護者、区民等は、子どもの権利擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めること。

(9) 子ども総合計画

①子ども総合計画の策定

区は、子どもの権利保障、子育て支援の視点に立った子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために子ども総合計画を策定すること。

②子ども総合計画の推進

区は、子ども総合計画の策定にあたっては、区民参加を進めるとともに、当該計画に基づく子ども施策の実施にあたっては、区民等との協働により進めるよう努めること。

③子ども施策推進会議(仮称)

- ・区は、子ども総合計画をその立案、評価等の過程を通して総合的、計画的に推進していくため、区長の付属機関として区民や有識者等からなる「目黒区子ども施策推進会議」(以下「推進会議」という)を設置すること。その所掌事項は次のとおりとすること。
 -) 区長の諮問に応じ、子ども総合計画の評価、企画、立案その他の重要事項について調査審議を行うこと
 -))の事項に関し、区長に意見を述べるができること
- ・推進会議は区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織すること。委員の任期は 2 年とすること。

3 条例化にあたって

「条例の基本的な考え方」に対する区民意見等を反映させるように努めます。
条例文はなるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすいものとします。